

余市町新型インフルエンザ等対策行動計画

【概要版】

平成 26 年 12 月

余 市 町

行動計画作成の背景

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び新感染症）は、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されており、国は、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため国では、平成24年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定し、患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定され、国全体として万全の体制を整備し、対策の強化を図ることとしています。これにより、平成25年6月に政府行動計画が策定され、10月に北海道行動計画が策定されました。

余市町においても、これらの計画等との整合性を図りながら、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を定め、発生した感染症の特性を踏まえ様々な状況で対応できるよう、総合的に推進することを目的に町行動計画を作成します。

町行動計画の構成

【第1章 計画の基本事項】

- 1 国、北海道における取組み
- 2 余市町行動計画の作成

【第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針】

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な戦略
- 2 町行動計画における発生段階の取扱い
- 3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- 6 対策推進のための役割分担
- 7 町行動計画の主要6項目

【第3章 各段階における対策】

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 国内発生早期
- 4 国内感染期
- 5 小康期

各段階における具体的な対策を、主要6項目の各項目に対応する形で、記述。

【主要6項目】

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集及び情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 町民生活等の安定の確保

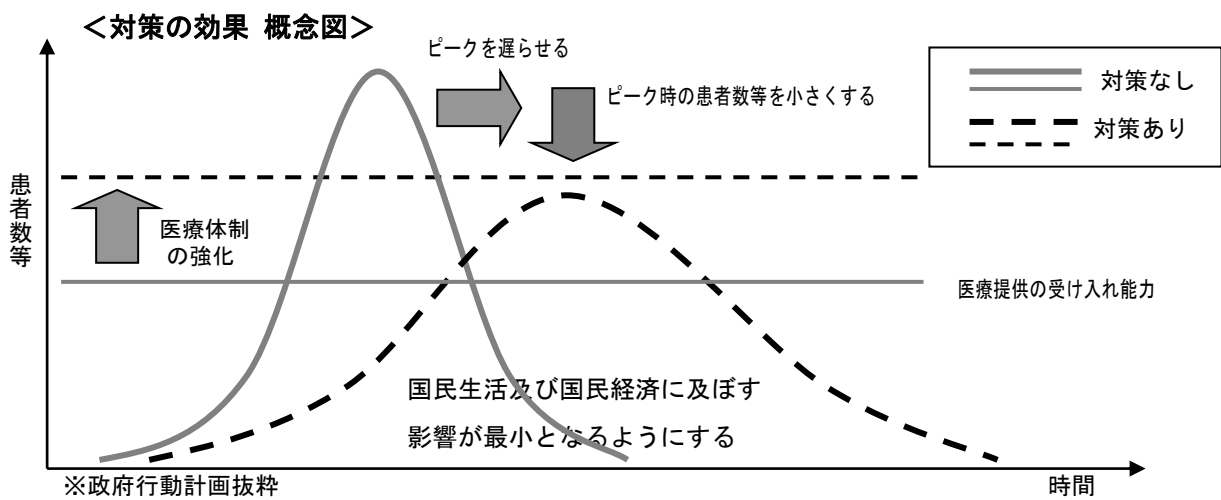
具体的な対策

【新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な戦略】

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。

町としても、道と緊密に連携し、道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します
- 2 町民生活等に及ぼす影響が最小となるようにします

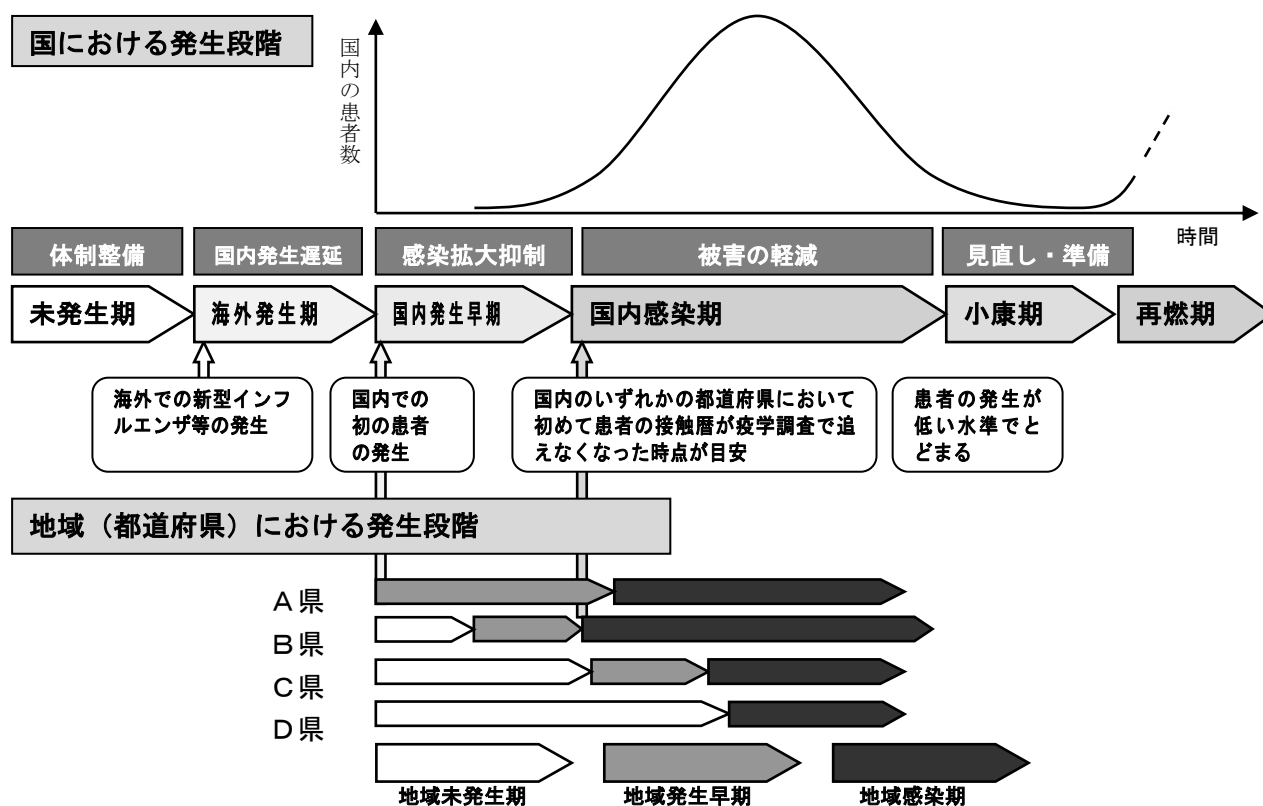


【町行動計画における発生段階の取扱い】

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

◆ 国及び地域（都道府県）における発生段階

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



【新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方】

1 柔軟な対応

- ・さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟な対応
- ・発生時における道等の決定に基づく、町の対策の決定

2 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請による接触機会の抑制など、社会全体での取り組み
- ・全ての事業者による自発的な職場における感染予防の取り組み

3 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ・事業者や町民一人ひとりによる感染予防や感染拡大防止のための適切な行動等
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本

【新型インフルエンザ等対策実施上の留意点】

1 基本的人権の尊重

基本的人権の尊重と必要最小限の制限（外出の自粛要請や学校等の使用等制限等の要請など）

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度

（どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではない）

3 関係機関相互の連携協力の確保

道対策本部との緊密な連携による町対策本部の推進

4 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録の作成・保存・公表

【新型インフルエンザ等発生時の被害想定等】

1 被害想定について

		国	北海道	余市町
感染者数（人口の 25%）		32,000,000 人	1,370,000 人	5,080 人
受診者数		13,000,000 人 ～25,000,000 人	559,000 人 ～1,075,000 人	2,065 人 ～3,970 人
中等度の 場合	入院患者数	530,000 人	23,000 人	84 人
	1日あたりの最大入院患者数	101,000 人	4,300 人	16 人
	死亡者数（感染者の 0.53%）	170,000 人	7,000 人	27 人
重度の 場合	入院患者数	2,000,000 人	86,000 人	318 人
	1日あたりの最大入院患者数	399,000 人	17,000 人	63 人
	死亡者数（感染者の 2%）	640,000 人	28,000 人	102 人

国道の人口は平成 22 年国勢調査データ。余市町の人口は平成 26 年 3 月末データ（20,306 人）。

2 新型インフルエンザ等による社会への影響について（政府行動計画での想定）

- ・国民の 25%が順次罹患し、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）職場に復帰
- ・ピーク時に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられ、家族の世話等のため出勤しない者も見込み、従業員の最大 40%程度が欠勤すると想定

【対策推進のための役割分担】

1 国の役割

- ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、WHO（世界保健機関）等、国際的な連携
- ・発生前における政府一体となった取組みと発生時における基本的対処方針の決定と地方公共団体等への支援

2 地方公共団体の役割

(1) 道の役割

- ・実施主体としての中心的な役割と地域医療体制の確保や感染防止に関する的確な判断と対応

(2) 町の役割

- ・町民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、発生時の要援護者への支援等、基本的対処方針に基づく的確な対策の実施

3 医療機関の役割

- ・発生前からの院内感染対策や医療資器の確保等
- ・発生時における診療継続計画の作成や医療連携体制の整備
- ・診療継続計画に基づく医療機関の連携と発生状況に応じた患者の診療体制の強化

4 指定（地方）公共機関の役割

- ・発生時における対策実施の責務

5 登録事業者

- ・発生前からの感染対策等の準備と発生時における活動の継続

6 一般の事業者

- ・職場における感染防止対策の実施と発生時における感染拡大防止の観点からの一部事業の縮小
- ・多数の者が集まる事業所の感染防止対策の徹底

7 町民

- ・発生前における季節性インフルエンザと同様のマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策
- ・発生時に備えての生活必需品等の備蓄と発生時における予防接種等の情報取得
- ・感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施

【町行動計画の主要6項目】

1 実施体制

- ・庁内関係部局等の連携と道や事業者との連携による発生時に備えた準備
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合の町対策本部の設置等

2 情報収集及び情報提供・共有

(1) 情報収集

- ・適時適切な実施にむけての様々な情報収集

(2) 情報提供

- ・発生前・道からの情報提供に併せた情報提供
- ・発生時・発生段階に応じた情報提供

3 予防・まん延防止

(1) 目的

- ・流行のピークの遅延による時間確保と受診患者数等の減少及び入院患者数の最小限化
- ・発生状況の変化に応じた実施する対策の決定及び対策の縮小・中止

(2) 主なまん延防止対策

- ・発生の初期段階からのマスク着用等の基本的な感染対策の促進
- ・緊急事態における道から要請に基づく外出自粛要請や施設の使用制限の要請等

4 予防接種

(1) 特定接種

特定接種について

- ・「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに行う「臨時に行われる予防接種」

対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者（厚生労働大臣の登録を受けているもの）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員

対象となり得る者の国の基準

- ・高い公益性・公共性が認められるもの
- ・国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関に指定されている事業者等
- ・国民生活の維持に必要な食料供給維持等の事業者

接種総枠等

- ・発生時の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項及び接種すべきワクチンについては、国の基本的対処方針により決定

(2) 住民接種

種類

- ・緊急事態宣言がされていない場合→「**新臨時接種**」として実施
- ・緊急事態宣言がされた場合 →「**臨時の予防接種**」として実施

対象者の区分

- ・医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者

接種順位の考え方

- ・重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- ・我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- ・重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

町民に対する予防接種の接種体制

- ・町が実施主体となり、原則として集団接種により接種

(3) 留意点

- ・「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において総合的に判断し決定され、町は、道と連携しながらその決定を受けて実施

(4) 医療関係者に対する要請

- ・道による協力の要請又は指示

5 医療

- ・道行動計画の「医療」に関する事項を参照

6 町民生活等の安定の確保

- ・道と連携し町民生活等の影響の最小限化

【発生段階ごとの主な対策の概要】

発生段階 対策		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
実施体制		<ul style="list-style-type: none"> 町行動計画の作成と必要に応じた見直し 発生に備えた道等との連携 	【道】 道対策本部の設置（政府対策本部が設置された場合） <ul style="list-style-type: none"> 道等が決定した対処方針に基づき町の対応の検討 	【緊急事態宣言時】 <ul style="list-style-type: none"> 余市町新型コロナウイルス等対策本部の設置 	【緊急事態宣言時】 <ul style="list-style-type: none"> 余市町新型コロナウイルス等対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の廃止（緊急事態宣言解除時） 町行動計画の見直し
情報収集 情報提供・共有		<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び情報提供 相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び情報提供 国の要請に基づき相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び迅速な情報提供 相談窓口体制の充実及び強化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び迅速な情報提供（医療体制の周知、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策） 相談窓口体制の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第一波の終息と第二波に向けた備えに関する情報提供 道等との連携体制の維持 相談窓口の縮小・中止
予防・まん延 防止		<ul style="list-style-type: none"> マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の実践 【緊急事態宣言時】 <ul style="list-style-type: none"> 【道】 外出規制及び施設使用制限を要請 	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の勧奨 【緊急事態宣言時】 <ul style="list-style-type: none"> 【道】 外出規制及び施設の使用制限を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 海外での発生を踏まえた注意喚起
予防 接種	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の継続
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 「新臨時接種」の開始 【緊急事態宣言時】 <ul style="list-style-type: none"> 「臨時の予防接種」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「新臨時接種」を継続 【緊急事態宣言時】 <ul style="list-style-type: none"> 「臨時の予防接種」の実施又は継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた「新臨時接種」の継続 【緊急事態宣言時】 <ul style="list-style-type: none"> 「臨時の予防接種」の継続
医療		<ul style="list-style-type: none"> 道行動計画の医療に関する取り組みへの協力 医師会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 道行動計画の医療に関する取り組みへの協力 医師会との情報共有及び連携 	<ul style="list-style-type: none"> 道行動計画の医療に関する取り組みへの協力 医師会との情報共有及び連携 	<ul style="list-style-type: none"> 道行動計画の医療に関する取り組みへの協力 医師会との情報共有及び連携 在宅で療養する患者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 道行動計画の医療に関する取り組みへの協力 医師会との情報共有及び連携
町民生活等の 安定の確保		<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等の把握 火葬又は埋葬の体制整備に協力（道主体） 物資及び資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的な遺体安置施設等の確保に向けての準備（道等からの要請があった場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 食料品・生活必需品等の購入に対する適切な行動の呼びかけ 【緊急事態宣言時】 <ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給 生活関連物資等の価格の安定 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬能力の限界時における一時的な遺体安置施設等の確保 【緊急事態宣言時】 <ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給 生活関連物資等の価格の安定 要援護者への生活支援 	【緊急事態宣言時】 <ul style="list-style-type: none"> 道内の状況を踏まえた新型コロナウイルス等緊急事態措置の縮小・中止